

総合区素案に関する住民説明会

《此花区》

■日 時：平成29年11月19日(日) 19:00～20:35

■場 所：此花区民ホール

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

此花区長の前田でございます。

(前田此花区長)

前田です。いつもお世話になります。(拍手)

(司会)

続きまして、事務局をご紹介します。

副首都推進局理事の田中でございます。

(田中副首都推進局理事)

田中です。よろしくお願いいたします。(拍手)

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の井上でございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

井上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、開催に当たりまして、前田此花区長よりご挨拶の方を申し上げます。

(前田此花区長)

皆さん、こんばんは。

本日の天気予報が当たりまして、きょうは12月下旬の気温ということで、本当に寒い中、また日曜日の夜半、本当はふだんならばきょうは今ごろ一家団らんのひと時を過ごす時間帯になってまいります。たくさんの方がこの説明会に来ていただきまして本当にありがとうございます。

きょうの此花は、区民ハイキングということで、200名を超える方がハイキングに出発されまして、この会場も午前中はダンスのバレエの練習会に使っておられて、親子の染物体験コーナーなんかがここにございまして、非常ににぎわった一日でございました。そのにぎわった此花のまちの行政のあり方がきょうの今からの説明会のテーマになります。ちょうど1年前にもこの場所で説明会をさせていただいて、皆様からいただいたご質問も受けながら、その後、細かいところを詰めてまいって、きょうその説明を今から申し上げます。

また、私の方にも実はよく分からないんだという声も多々聞いております。それも含めて平易な言葉で今からの説明をさせていただきます。この説明会で皆様の理解が深まりますことと、またもっと突っ込んだ質問とかあるいはそこ分からないからもう少し説明してほしいとか、本当に忌憚のないご意見、アドバイスを賜ればと思っていますので、これからの時間、どうぞ最後までお付き合いいただきますようによりしくお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。（拍手）

（司会）

続きまして、副首都推進局理事の田中より説明会の開催趣旨を申し上げます。

（田中副首都推進局理事）

改めて、副首都推進局理事の田中と申します。よろしくお願いいたします。

先程前田区長からお話がありましたように、日曜日の夜という時間帯にかかわらず、また非常に寒い中、この説明会にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

私の方から開催趣旨につきましてご説明させていただきます。

現在、大阪府と大阪市におきまして、副首都大阪の確立に向けた取り組みを進めております。本年3月に副首都ビジョンというものを取りまとめております。その概要をまず説明させていただきます。

東京一極集中が進む中で大阪は長期にわたり低迷傾向が続いております。また、人口減少、少子高齢化などが三大都市圏の中で最も早く到来する見込みでございます。こうした課題の解決を図っていくため、広域機能の強化と基礎自治機能の充実といった取り組みを進めることとしております。こうした取り組みを制度面から支えるため、新たな大都市制度の検討を行っているところでございます。この新たな大都市制度として総合区と特別区という二つの制度がございますが、現在、こういったそれぞれの制度の中身についての検討を進めているところでございます。

総合区は、大きく申し上げましたら、今の大阪市を残したまま区の形や役割を変え、区長や区役所の権限を拡充し、できるだけ身近な区役所に仕事を移し、区長の判断で決めることができるようにといった制度でございます。特別区は、大阪市をなくして新たな自治体である特別区というものを設置するものでございます。

本日は、これらのうちの一つであります総合区の方につきまして素案を作成いたしましたので、総合区とは一体どのような仕組みでどのようなものになっているのかについて、後程資料を用いて説明させていただきます。

なお、本日説明させていただきます総合区素案につきましては、現在、市会の方でもご議論をいただいているところがございますので、今後の議会議論を踏まえまして必要に応じて修正されることがあり、確定したものではございません。

また、先程申し上げました特別区にかかわりましては、大都市制度特別区設置協議会という場を設けておりまして、その場で議論が行われることになっておりまして、現在、この協議会において特別区の素案についての議論が進められているところでございます。総合区、特別区のいずれの制度を選択するかについては、住民の皆様にご判断いただくこととしており、議会議論を経て今後それぞれの案を取りまとめていくこととしております。

本日の説明会は、総合区素案の内容を説明するために開催するものでございます。総合区、特別区の優劣をつけたり、どちらかの制度を選んでいただくという場ではございません。そのため、後程ご質問いただく際には、素案や総合区制度とは関係ないご質問や政治的な主張といったことにつきましては、ご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

この後1時間程で少し長丁場にはなりますけれども、できるだけ分かりやすい説明に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

まず、入り口でお配りいたしましたお手元でございます資料に沿いまして、事務局の方よりご説明いたします。その後、皆様方から説明内容に対するご質問をお受けいたします。

なお、お手元の方にアンケート用紙を配付させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の井上の方よりご説明の方をさせていただきます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の井上でございます。

お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」に沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、表紙の下でございますが、この資料の位置づけ等を記載しております。先程の理事からの説明とも重複いたしますが、この資料は大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案につきまして、行政として取りまとめた総合区素案をもとに本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ、必要に応じて追加・修正されることとなります。

また、総合区とは別に特別区につきましても、現在、制度設計等の議論、検討が進められておるところでございます。最終的には総合区、特別区のいずれの制度を選択するか、住民の皆様にご判断いただけますよう、両方の案を取りまとめていくこととしております。

1ページから2ページの見開き、「総合区設置後のイメージ」をごらんください。

見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。左側、現在の大阪市は、市長の下に局と24の区役所があることをお示ししております。局は大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織であり、我々の副首都推進局もその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20以上の局が中之島の本庁などに設置されています。これに対し区役所は地域ごとの仕事を担うものですので、現在の24行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししております。左側で24区役所となっていたところが、右側の中程では、八つの総合区役所と24の地域自治区事務所に変わっています。今般の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区に変えて八つの総合区を設置します。さらに一つの総合区には、区によって異なりますが、2から4の地域自治区事務所を設置いたします。

総合区を設置することによって主に何がかわるかにつきましては、左上の局から右の中程へ向けた矢印をごらんください。住民の皆さんに身近なサービスを局から八つの総合区へ仕事を移しますと記載しておりますが、矢印の先の右側、8総合区役所の下に記載しております保育所の運営、設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは、現在は大阪市全体の施策を担う局で行っておりますが、総合区設置後は、より身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになりますと、それに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在、局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方についても後程ご説明いたします。

一方で、左の24区役所が担っている仕事は、もともと住民の皆さんに身近なものが多いため、そのまま右横への矢印で住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の総合区の中の24地域自治区事務所の枠囲みに記載している住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは、現在の24区単位でそのまま行うことになります。

右枠に地域の実情に応じた施策の実現と記載しているところに3点記載しておりますように、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築いたします。要するに総合区を設置することによって住民の皆さんへの身近なサービスについては、今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備することをあらわしております。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧をごらんください。住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移しますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は、今までどおり市長が大阪市全体の視点から行います。この見開きでは、総合区設置によって何がかわるかの大きなイメージを申し上げました

が、この後、それぞれの項目ごとにより詳しくご説明いたします。

3 ページをお開きください。

目次に示しております通り、本日は総合区素案の内容、1 から12の項目と各総合区の概要についてご説明いたします。

なお、一番下の枠囲みに記載のように、本資料でお示ししておりますコスト、組織、予算などの数値につきましては、今後の精査により変動する可能性があります。また、総合区役所の位置や名称につきましては、今後、議会での議論を踏まえ、取りまとめる予定としております。

4 ページ、「1 副首都大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在、大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都大阪の確立に向けた取組みを進めておりますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5 ページになります。

上段の大都市大阪が抱える課題からご説明いたします。

東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、府市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは、産業振興や人材育成などにより経済成長などをめざす府市共通の長期的な方針でございます。こうした成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、地方分権改革は道半ばであることなどを示しております。

こうしました課題の克服に向け、中程の記載でございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長、国土の強靱化、地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。世界の都市間競争を戦え得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が副首都をめざした取組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。

そして矢印の下でございますが、東西二極の一極となる副首都大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造、社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え、牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載でございますが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

次の5 ページ、「2 副首都大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示しておりますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考え、現行の法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明いたします。

一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは、先程説明いたしました成長戦略をはじめ、交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど、市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているのが現状でございます。

よって、その下の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。こういった都市機能の

整備を強力に進められる広域機能の強化と地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めております。

表のうち、基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など、市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たに基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能につきましては、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と同様でございますが、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定すること。特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することをお示ししております。

大阪における大都市制度改革、総合区・特別区両制度の違いなどの説明は以上でございます。

次に、6 ページをごらんください。

「3 大阪市における総合区制度」を説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げています。その下、左の「住民自治の拡充」の欄ですが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど、総合区長の権限を拡充いたします。

また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して総合区長が意見を述べられる予算意見具申権などの権限を最大限発揮できる仕組み、さらに総合区政会議、地域協議会の設置など、住民意見を反映するための仕組みを構築いたします。

また、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数について説明いたします。

中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度設計しております。

まず、左下の総合区の仕事につきましては、一般市、一般市と申しますのは、例えば松原市や守口市などでございます。こうした一般市が実施する事務をベースに住民生活と密接にかかわる仕事を担います。

また、その右の総合区の区数につきましては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを効果的・効率的に提供するためには、一定規模の人口が必要であることと、サービスに必要な組織体制と財源を区に整えるとともに、体制整備に必要なコストを抑制することを基本としております。

これらを踏まえまして、下段に記載のように将来推計人口ベースで約30万人程度の8区へ合区することとしております。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

総合区の仕事と区数についての説明は以上でございます。

7ページをお開きください。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。①、先程の説明にもありましたように、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区、分区の歴史的経緯を踏まえること、③地域の住民の皆さんの円滑な移動などが確保できますよう、鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など、既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しております。

その下の地図では、区割りと総合区役所の位置を示しています。この資料で示す区名、第一区から第八区はあくまでも仮称でございまして、北に位置する区から順に番号をつけたものとしております。

本日ご説明に伺っております此花区につきましては、西淀川区、福島区、港区と合区する区割りとなっております、仮称、仮の名称でございますが、第三区としております。

8ページをごらんください。

総合区役所の位置につきましては、現在の区役所の庁舎から選ぶこととしています。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます。それから交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間です。それから地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております。

以上の3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新たな体制で必要となります面積を満たすかどうかといった点やあるいは近隣市有施設の状況などを勘案し、総合区庁舎を選定しております。その結果として、ページ中程の選定庁舎の表にございますように、第一区から第八区まで記載の通りとしておりまして、この此花区が含まれます第三区は、現在の福島区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。ただし、表の下、欄外に記載してあります通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性がございます。

なお、繰り返しのご説明になりますが、住民の皆様の利便性を維持すべく、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービスなどの事務は継続して実施することとしております。

続いて、区の名称についてご説明いたします。

区の名称は、方位、地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本的な考えとし、総合区設置決定後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これによりまして住居表示が変更される可能性がございますが、その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう、関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページ及び10ページの「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてご説明いたします。

9ページの上段に局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。

なお、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容についてお示したものが下の図になります。図の左側には、現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は白抜きの文字で示しますように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに對しまして、図の右側には白抜きの文字で総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けてお示ししております。さらに総合区の仕事につきましては、8総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けて示しております。

もう一度、図の左側をごらんください。

局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として、条例の提案や規則の制定、予算編成などを示しております。これらの仕事につきましては、矢印の先、図の右側に記載しております通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしております。

また、左側二つ目の枠囲みには、現在、局が実施している市立保育所の運営など、六つの仕事を例示しておりますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお示ししております。

再び図の左側の下段をごらんください。

現在の24行政区で実施している仕事につきましては、一番下の枠囲み、住民の皆さんへ直接サービスとして児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険などの諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。

現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事につきましては、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り、24地域自治区で実施としておりまして、これまでどおり実施することとしております。

また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策企画の仕事や局から移管された仕事とあわせまして、8総合区で実施することとしております。

10ページをごらんください。

総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。

縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事と期待される効果を示しています。こども・子育て支援につきましては、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄にお示ししておりますように、待機児童の解消に向けて総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかと示しております。

なお、表の中の総合区の仕事の欄において、白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収などについては、現在、既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施することをお示ししております。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の期待される効果の欄に示しますように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しております。

さらにその下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかと示しております。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかと示しております。

総合区・地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページをお開きください。

このページ以降は、「6 期待される効果」として局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかをこれまでの説明と重なるところはございますが、イメージ図を用いてさらに具体的に示しております。

ページの上段には現在の状況を、下段には総合区を設置した後のイメージをお示ししております。

イメージ①では、保育所の設置認可についてお示ししております。上の図をごらんください。

現在、保育所の設置認可につきましては、保育所の数など、①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため、②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。この流れの中で、現在区役所では②地域調整を担っておりますが、総合区設置後には下の図をごらんください。点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者

の募集・決定など、市役所で実施していたものも含め、一貫して総合区役所で判断・実施できるようになります。これにより総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかと考えたことを効果としてお示ししております。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載しておりますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事につきましては、市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。

イメージ②では、道路・公園の維持管理についてお示ししております。上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしております。これにより住民の皆様からの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながら、きめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果を示しております。

13ページをお開きください。

イメージ③では、放置自転車対策について示しております。上の図をごらんください。

現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して、実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため、区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしております。これにより住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと、総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果を示しております。

次の14ページをごらんください。

イメージ④では、スポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししております。上の図をごらんください。

現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしております。これにより総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービス

を提供できるのではないかといった効果も示しております。

15ページをお開きください。

イメージ⑤では、住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししております。上の図をごらんください。

現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断で決定することができないため、区役所が関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しております。また、区役所では、事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ、必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果を示しております。

この15ページまで、総合区設置に伴い、主な分野ごとで期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

総合区素案では、現在の24区を8区へ合区することとしておりますが、一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなどといった合区に対する不安感があることを踏まえまして、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき、区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。

総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。さらに左の一番下、地域協議会につきましても、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることで、市長、総合区長はこれに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側にはこれら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししております。

総合区政会議や地域協議会等についてのご説明は以上でございます。

17ページをお開きください。

「8 総合区の組織体制」についてご説明いたします。

17ページの上段に示すように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置いたします。これは、総合区長はこれまでの区長と違い、副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策企画機能の強化のため、部長級による部制を導入いたします。先程ご説明しましたように、総合区ではこども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野でより大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに提供することとなります。

そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものでございます。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するといった趣旨でございます。

続いて、ページの下段では、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージを示しております。総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても、現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしております。

総合区役所と地域自治区事務所の役割でございますが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織としてイメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しております。

一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージでございまして、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございます。

仕事を局から総合区に移すのに伴い、総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示したものでございます。

一番左側の現在（平成28年度）と記載された棒グラフに示しますように、現在の局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しています。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員を示しております。現在、局の所管である工営所、公園事務所、

保育所は、事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段の（参考）について、表の上段、①総合区役所は、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載したものでございます。

例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まちづくりなどの事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しております。また、表の下段、②地域自治区事務所は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様に示しております。

総合区の組織体制についてのご説明は以上でございます。

19ページをお開きください。

「9 総合区の予算の仕組み」についてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自立性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしております。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしております。より具体的に説明いたします。

まず、「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」でございますが、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください。

総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。左の現在の24区では、区長が関与できる予算として、直接マネジメントできる区予算の約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がシティ・マネジャーとして間接的に関与できる区CM予算が約159億円ございます。

これに対しまして右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り、総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでおります。

19ページに戻っていただきまして、中程上から三つ目の枠でございます。こちらをごらんください。

今ごらんいただいたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。

また、現状においても、インセンティブ制度として区が土地売却や広告収入など、独自の努力により獲得した財源については、区の支出に使える制度、こうしたものを設けておりますが、総合区においても同様にこうしたインセンティブ制度を活用して確保した歳入は、区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと、施策分野の枠を超え

た事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページ中程の「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。

現状では、法制度上、行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みになっていないのに対して、総合区制度では、法律上定められた仕組みとして、総合区長に予算意見具申権が付与されております。これは市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものでございまして、総合区長が市長、副市長と意見交換する仕組みを整備いたします。また、各局が所管する仕事のうちで、住民に密接にかかわるものが意見具申の対象といたします。

具体的な仕組みといたしましては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参画できるよう、住民ニーズをもとに市長、副市長と幅広く意見交換をする場、（仮称）サマーレビューとして示しておりますが、こうしたものを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の見える化をさらに充実」では、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことをお示ししております。

こうした取り組みを通じ、地域の皆様の理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

総合区における予算の仕組みについてのご説明は以上でございます。

21ページをお開きください。

「10 総合区の財産管理」についてご説明いたします。

財産の管理権限につきましては、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管することとしております。なお、財産に関する権限のうち、取得と処分に係る権限は市長に残ることになります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。

現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで局長が管理、現区長という区分の記載がございますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理しておりますが、総合区設置後は表の右端に矢印で総合区長が管理と記載しておりますように、濃いグレーの網掛けで示している施設は、総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民の身近な施設は総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。

住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また、市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えております。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

総合区の財産管理についてのご説明は以上でございます。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」についてご説明いたします。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づきまして、総合区設置に伴い、一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経費などでございます。

コストについてのご説明は以上です。

22ページをごらんください。

「12 総合区設置の日」についてご説明いたします。

総合区設置の日につきましては、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ、事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。

総合区の設置の日についての考え方は以上です。

その下の表は、参考資料としまして、大阪市と人口100万以上の政令指定都市の1区当たりの人口などを比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示したものでございます。

次の23ページからは、8 総合区ごとの人口、面積、市民利用施設といった概要や産業などの特徴をそれぞれ示しております。例えばでございますが、本日お伺いしております此花区につきましては、25ページをごらんください。

福島区、港区、西淀川区と合区した後の第三区の概要をまとめております。例えば平成27年人口は31万6,665人であり、平成47年の将来推計人口は28万6,901人と見込んでおります。第三区の特徴としましては、右下の欄でございますが、U S J、海遊館などの集客施設のほか、福島地区や「はたるまち」などの商業地を有しており、また、工業従事者が多く工業出荷額や工業地域割合が大きい工業・港湾エリアでございます。

ベイエリアでは、夢洲においてM I C E機能や国際的なエンターテインメント機能などを備えた国際観光拠点形成に向けた取り組みが計画されていますほか、二つ目の丸に戻りますが、現在誘致が進められております2025年日本万国博覧会の開催が計画されています。また、舞洲では、資料に記載のある大阪を本拠とするプロスポーツチームの活動拠点を核としてスポーツアイランドが形成されているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として、第三区についてご説明いたしました。

私の説明は以上でございます。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

（司会）

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前にご留意いただきたい点、5点程お願い申し上げます。

一つ目なんですけれども、冒頭ございましたが、ご質問等に関しましては総合区素案に

関する説明に対するご質問の方をお願いいたします。総合区制度や素案と関係ないものあるいは政治的な主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。そういった趣旨のご発言とこちらの方で判断した場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますので、よろしくご容赦の方をお願いいたします。

二つ目でございますが、ご質問がございましたらその場で手を挙げていただきまして、私の方で指名させていただきます。お座席の方まで担当がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、必ずマイクの方を通してご発言くださいますようお願いいたします。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思いますので、発言機会1回につき一つで簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。また、司会者からの依頼がございましたら、マイクをお返ししていただきますようにご協力の方をお願いいたします。

四つ目ですが、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじといった進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後、五つ目として、質問の際なんですが、特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げましたが、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただきますようお願いいたします。

これよりお時間の許す限り皆様方からご質問をお受けしたいと思います。

それでは、ご質問のある方、挙手の方をお願いいたします。

そういたしましたら、左ブロックの一番後ろの方ですね。

(市民)

すみません。コストに見合う財政効果について伺いたいんですけども、15ページに区役所の事業予算が足りない、職員が足りないと書いていますけれども、これは多分どの区役所も同じだと思うんですけども、それはやっぱり市がそういう状況やからと区役所に説明して順番待ちとかになっているじゃないかなと思って、そしたら総合区になっても予算の権限が市長にあり続けるんやったら、今と同じ区の間でパイを取り合って順番待ちをし合うだけになってしまうんじゃないかと心配で、やったらパイを増やそうというのがこれからは大事やと思うんですけども、だから行政区を廃止して合区して総合区をつくることによって、今の大阪市域全体としての財政効果はあるのかなというのが疑問です。

20ページには、総合区が使える予算は増えると書いて、70億ぐらいですかね、50億ぐらいと書いていますけれども、これはもともと市の本庁で扱っていたものが総合区に移っただけなのか、それとも財政効果なのかというのを伺いたいです。

(司会)

ありがとうございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

ご質問ありがとうございます。

総合区による効果はあるのかといったことですが、総合区を導入したからといまして、今の市の予算が増える減るといった性格のものではございません。

それから20ページに示しております財源の充実イメージのところに記載しております数値でございますが、これも市の予算の内数でございますので、ご質問の中にもありましたように、局と総合区、局と今の行政区、それから将来の総合区とのいわゆる内訳が変わっただけというものでございます。

（田中副首都推進局理事）

少し補足的に説明させていただきますと、最初のご質問の部分でございますけれども、今、部長が申し上げましたように、総合区になったとってすぐに財政が豊かになるというものではございませんけれども、今回の総合区につきましては、いわゆる誰が決定するのかということで、局が決定していた部分をできるだけ総合区の事務に移すことによって総合区長が決定していくという仕組みを構築しようとしているのが主な目的でございます。

（司会）

ほかにご質問。

そしたら真ん中のブロックの後ろから3番目の帽子、はい。かぶっている、はい。帽子をかぶっている、前の、はい。方です、はい。

（市民）

すみません。きょうのお話を聞きましたら、総合区長さんですかね、大変な仕事にどうか、なるんじゃないかなということで、ちょっとそういった感想を思いました。

それと、その予算なんですけれども、8区になる訳なんですけれども、それぞれ8区に対して平等にといったらおかしいですけれども、どのような予算配分を考えておられるのか、その点ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

（井上副首都推進局制度企画担当部長）

8区に平等にといいますか、どのような配分になっていくかというのは、総合区が設置された後、また全体の予算のいわゆるやりとりの中で決まっていくものかと考えております。現在、あくまでもそれぞれの24区の区役所に付与されております財源を単純にそれぞれの区割りの組み合わせごとに足したものでございます。将来、これをどういった形で配分するかというのは、これから検討されていくというか、その中で決まっていくというようなものでございます。

（田中副首都推進局理事）

少し補足的に説明させていただきますと、資料では19ページ、20ページにその辺のことが説明しておりますけれども、いわゆる総合区長につきましては、地方自治法という法律がございまして、そこで意見具申権というのが法律上認められておりますので、市長の方へその権限を行使して意見を申し述べるができること。ただ最終的にはやはり決定する権限を持つのは市長ではございますけれども、できるだけ区長の意見が反映されるように

ということで、20ページの例えば中段のところに書いております②の欄に書いておりますように、サマーレビューとかそういう方針決定の場に区長が意見を申し上げて、できるだけ市長がそれを酌み取っていかうというような制度としてイメージしているところでございます。

(司会)

ほかにご質問の方。

そしたら今の方の後ろの方、すみません、お待たせしました。

(市民)

10ページの総合区の主な仕事と期待される効果というところで、期待される効果の方で老人福祉センターやスポーツセンター、プールなどのところで、指定管理者の公募に当たり地域における身近な福祉施設として地域のニーズを反映することで施設の利便性の向上が期待されるというふうに書かれているんですが、これはちょっと私は具体的にどういうことを仰っているのかが分かりにくくて、どういうことを期待できるのかということをお願いしたいのと、あと21ページの総合区の総合区長が管理する主な施設というところで、図書館が総合区になってからも局長が管理というふうに、そちらに入っていると思うんですけども、私はむしろ図書館こそ地域のニーズを反映して総合区に管理させた方が住民としては使いやすくなるんじゃないかと思うんですけども、その辺のところをあわせてどういうふうにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

(田中副首都推進局理事)

2点ご質問がありますので、まず前段部分につきましては、10ページにございますように、スポーツセンター、プール等というのが市民利用施設で例示を挙げていますけれども、例えばスポーツセンターとかプールというのは経済戦略局という局が所管して、例えばプールならプールというユニットで指定管理者に出すと。老人福祉センターは福祉局でいいのかな、福祉局という局がしてしまして、その福祉局がそういう単位で指定管理者に出すということになっておりますので、今回、スポーツセンターとか福祉局とかいうのをこの総合区長の権限に移すことによって、このユニットで指定管理者制度に出すということを考えておりますので、ここでこの異なる性格の施設間での連携が図れるのではないかと思います。

それから図書館につきましては、総合区長というのは、法律上、市長の権限を持つというんですか、分掌するという位置づけになりまして、図書館というのが教育委員会という別の行政委員会の権限になっておりますので、これは法律上、総合区長に権限を渡すことができないということで、この絵の中では図書館というのは別になってございます。ただ同じ地域の中ですので、当然総合区長が教育委員会とは連携しながら、そういうあり方を議論していくという余地はあろうかと思います。

(司会)

そしたらほかにご質問のある方おられますでしょうか。

はい、そしたら右のブロックの方ですね。3列目の、はい。

(市民)

7ページのネズミの部分の四角の括弧の中の③番の住民の円滑な移動や住民間の交流を確保できるよう、鉄道網の接続や商業集積というところなんですけど、これは内容どんなことを考えていらっしゃるのでしょうか。此花区の場合はすごく鉄道網というのはほとんどありませんので、ほかの区の方はよく分かりませんが、だからこの鉄道網の何とかというのはどんなことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひまして。

(田中副首都推進局理事)

すみません、この資料自身は結果しか表示してございませんので少し分かりにくいと思ひますけれども、この議論をする時に区長会の方にもお示しした資料には、その鉄道網をこういう区に落とした資料というのを落としてございます。これはホームページにも上げておったかな。その時の資料というのは、なかなかホームページということだと見にくうございますけれども、そういった資料もありまして、いわゆる鉄道がどうつながって、私鉄、JRとか含めまして地下鉄とかどういうのを置いて行き来しやすいかなということを見たということです。

また、バスとかの路線とかいうのを一定見ているという形になってございます。この位置図そのものに路線が落ちていせんので少し分かりにくいと思ひますけれども、局のページを見ていただいたらそういった路線をおろした地図もございますので、また参考にしていただければと思ひます。

(司会)

すみません、ほかにご質問のあられる方おられますでしょうか。

どのようなことでも結構でございます。そしたら、はい。前から2番目の左のブロックの方です。

(市民)

ちょっとテレビで見て情報が、僕の情報が遅かったらあれなんですけれども、8区というのは素案なので決定事項ではないと思ひんですが、ほかのテレビやったら4かな、6かな、ちょっと分からないんですけれども、まだそれは素案やから総合区が8区で説明していただいているけれども、今後また変わってくるという感じなんでしょうか。

(田中副首都推進局理事)

4と6という部分が少し混同してございまして、最初に新たな大都市制度として総合区と特別区というものがありまして、それを検討していると申しました。総合区と特別区というのは同じ〇〇区という言葉では似てはいますが、全然性格の違うものでございまして。総合区は大阪市の中の区割りというのを変更していくもので、これは8区という形に今、私どもの案をご提示して、それは議会の方でご議論いただいておりますので、今後の議会議論によっては修正される余地というのはございます。

4区と6区というのは、先程申し上げた全く違う特別区、いわゆる大阪市がなくなってそれぞれの区が東京都の区と同じなんですけれども、自治体になるという特別区の中では4区と6区という二つの案を提示しているという状況でございます。

(市民)

総合区では、8区で……

(田中副首都推進局理事)

8区のみを行政的には提示している状況でございます。

(司会)

ほかにご質問のある方おられますでしょうか。どのようなことでも結構でございます。そしたら真ん中のブロックの5列目の方ですね。マイクをお持ちいたします。

(市民)

11のコストのことなんですけれども、ランニングコストが9,000万ということですが、これは総合区にすることによって毎年自動的にプラスになるということで、かえって今までよりも増えてしまうということを意味するのでしょうか。

(田中副首都推進局理事)

ここの0.9億、いわゆる9,000万円につきましては、今、局というところでやっている事務を区というところで事務を変更しますので、当然、今、事務をするに当たってはコンピューターみたいな形でシステムを利用していますので、そのシステムを組みかえていかなあかんということでこの経費が発生しますけれども、これはランニングコストですので毎年それだけのコストが発生するということになります。

(市民)

かえって合理化されて削減されることとは……

(司会)

事務の方が言い方、今、局から区の方に移しますので、その関係で毎年プラス9,000万かかってくる形になります。

(田中副首都推進局理事)

マイナスのコストが、いわゆるコストが逆に削減される部分はないのかというご質問ですね。最初の質問は私の説明で大体ご理解いただいていると思うので、コスト全体として削減されるのではないのかという点で、あくまでこの総合区のかかるコストというのはこのイニシャルコスト、ランニングコストを増コストとして見ております。

(市民)

聞いているのは今24区ですよね。今のいろんな経費、区役所にかかる経費を8区にすることによってかえって増えてしまうのか、減るのかというのを聞きたいんです。このランニングコストが増えるとなってますけれども、例えば24区の区が8区になる訳ですから、副区長を設けたにしても16人でいいんですから、24人の区長が16人になる訳ですから8人分の人件費は削減されますよね、単純な考えですけども。そういったことを全て合わせた分のメリット、デメリットというものは提示されているんでしょうかということです。

（田中副首都推進局理事）

それも含めて増コストがこれだけなんですということです、減という意味、いわゆる職員数は先程言いましたように今の現状を維持する形で今描いております。それから24の区長さんがなくなりますけれども、8の区長に加えて8区の副区長を置く。それから先程言った部制を引くことによって部とかも拡充されておりますので、基本的にはそれでほぼ概ねとんとんという形になっております。ただ庁舎の改修とか、やはりシステムというのは必要ですので、これは増コストとして見込んでいるというところでございます。

先程申しましたように、総合区というのはいわゆる局で意思決定しておった分を区に移すということで、それによって施策のあり方が変わっていくのであろうというような、そういった部分も効果の一つかなと思いますけれども、数字的な意味ではここにお示ししているものに限られます。

（司会）

ほかにご質問のある方おられますか。

そういたしましたら、ご質問の方も出尽くしたようでございますので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

もしこの後、ご質問等、聞けなかったなということであれば、意見用紙の方をお配りさせていただきましたので、そちらの方にお書きいただければと思います。

この説明会に当たりまして、他の会場の説明会も今後インターネット中継、録画配信を行っております。もう一度説明を聞きたい、他の会場のご質問なんかを聞きたいという方はご利用ください。

お配りしたアンケートにつきましては、会場出口付近の方で回収いたしますので、よろしく願いいたします。

いただいたご質問等につきましては、後日集約の上、ホームページで回答を掲載いたします。

なお、本日利用しました説明用資料を受付に置いておりますので、ご近所で説明に利用されるなど、ご入り用の方はぜひお持ち帰りください。

それでは、お寒い中でございましたけれども、本日はこれをもちまして説明会を終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

夜遅くなのでお気をつけて帰ってくださいますようよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。